

## 滋賀県子ども若者審議会 第17回会議 議事録

- 1 日 時 令和4年10月17日(月) 15時00分～16時45分
- 2 場 所 滋賀県庁本館3階 特別会議室
- 3 出席委員 池内正博委員、小椋学委員、菊地美和子委員、小西直美委員、  
清水友子委員、高橋啓子委員、棚田のぞみ委員、土田美世子委員、  
富長弘宣委員、中井昇委員、野田正人委員、林章浩委員、山之内洋委員、  
山本身江子委員、渡部雅之委員(五十音順)

### 4 議事内容

○ 開会

○ 出席委員数確認

出席委員数は15名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。

○ 大杉副知事あいさつ

○ 資料確認

#### (1) 淡海子ども・若者プランの取組状況について

事務局から淡海子ども・若者プランの進捗状況等について説明。

#### 【委員発言】

(委員)

11ページの基本政策5で里親等委託率を載せていただいているが、今後の方向性として、とても大事な数字だと思う。3歳児未満の委託率が28.6%から45.5%、14.3%、21.7%とずいぶん揺れが大きい点について、理由があれば教えていただきたい。

(事務局)

年度によって、ケースの状況により委託率に揺れがあり、特に令和元年度は45.5%とかなり上がったが、その年は子ども、特に乳幼児を預かってほしいというニーズの中で里親委託になるケースが多かった実態を踏まえての数値であり、特に傾向や法則性があるというものではない。ただ、施設での預かりが長期化してしまうと、里親に移行する機会を失ってしまうため、できる限り里親の方に委託するように児童相談所の方では努めているところである。

(委員)

全ての子どもの中で45.5%というのは、その潜在的可能性があるけれども、次の年は何らかの理由で14.3%しか委託できなかったというわけではないのか。

(事務局)

例えば、なぜ施設に委託しなければならないかという、医療的なケアが必要であるとか、あるいはその保護者の状況から今後障害等の発生が見込まれる等、里親の委託が難しいということが明確に予想されるケースは、どうしても乳児院に預けねばならず、つまり里親委託にならないというケースもあり、そういったブレである。

(2) 子どもや若者に関する新たな条例を検討するにあたって

事務局から新条例制定検討にあたり、近年の社会状況や国の動き、検討スケジュール、検討の論点について説明。

【委員発言】

(会長)

他の自治体の条例の制定状況について説明があったが、同じものをつくっていくとか、似たようなものではなく、あくまで滋賀県らしさにこだわっていきたい。委員の皆さんが普段接している子どもの様子や仕事の現場から見られた家庭の様子などの意見を集約し、また幅広く県民の方の意見も拾いながら、立体的に検討していきたい。

今の条例がよく15年もの間このままになっていたと思う。制定当時は、「教育と福祉の連携」という言葉が何度も出てきたが、「ヤングケアラー」という言葉は当時の私たちの頭にはなかった。変わって当然、変わらなければおかしい。

子どもの意見表明は、できる子どももいれば、声なき声で埋もれていってしまう子どもも存在する。そこに光を当てずして、子どもの条例の制定は難しいと思うし、誰一人取りこぼさないという方向性から、ここにも光が当たるようにしたい。

また、幼児期はなかなか意見表明ができない状況にあるが、幼児教育は心理学的にも大事。学校教育という括りの中で、小学校から、中学校から、高校からというようになってしまっているが、保育園でも時代とともに保護者の多様化や働く人が多くなる中で、家族のありようにも変化がみられるので、そのようなところにも焦点が当たるように考えていきたい。

(委員)

働くという視点で、仕事はしたいが子どもをなかなか預けられない方も結構いらっしゃるのと、最低賃金も上がってきて女性活躍と言われるが、逆にそのような制度の壁があり、思うように働けなくて結局働く機会を失っている方もおられることから、幅広い視点でこの条例に向けて考えていただきたい。

また、最近は外国籍の方も多くおられるため、誰一人取り残さないという意味では、各地域に様々な子どもたちがいるので、条例にどう盛り込むかということも考えていただきたい。

(委員)

東近江市でも外国人の子どもが増えてきている。また、少子化で子どもの数が少なくなっているものの、学童保育所についてはニーズが高まってきている。待機児童が増えたり減ったりしている状況の中で、いかに待機児童をなくしていくかということを考えなければならない。ただ、新しく施設を建てるとなると、後の利活用問題を抱えることとなるため、子どもの保育を今後どのようにして取り組んでいくのかということが、これから問題になっていくのではと考えている。

(委員)

就学前教育の充実について、もう20年も30年も前から叫ばれているが、何も変わっていない。いまだに保育園の先生、幼稚園の先生で臨時の方がすごく多く、園庭もとても狭い。

私の地域は小学生が800人弱であるが、放課後児童クラブに在籍する子は140人と聞いており、子どもの居場所があるのだろうかという疑問に感じている。放課後児童クラブと学校だけではない。地域の中で公園、草の根広場で活動しているのは高齢者だけである。子どもが遊ぶ姿は見たことがない。

子どもが本当にたくましく生きていく人間になるために必要な就学前教育がこれだけ軽んじられている。子どもに関する公民館活動に係る予算が全部カットされる等の実態がある。挨拶言葉では就学前教育は大事ですと言うが、現場は30年以上何も変わっていない。

また、コロナで専門学校・大学に行く人の教育資金の借受世帯がすごく増えたと聞いている。民生委員は支援の必要性等を整理して報告することが義務付けられているが、貸すけれども、償還しなければならないので、貸付と同時に就労支援をしなければならず、そちらにもっと力を入れてほしい。

保育園は行政からも歓迎されるという話を聞いたことがある。2分の1は国から、4分の1は県から補助され、残り4分の1が自治体負担であるが、幼稚園は丸々自治体負担となるため、嫌がられると。

子どもが子どもらしく発達するためには、そういうところにもっと力を入れていただかないといけない。仕組みをもうちょっと工夫してほしい。

(会長)

地域の中でひきこもりの若者が増えており、またひとり親家庭の情報が入りにくいので、支援がしにくいという声を民生委員さんからお聞きすることがあるが、その情報の収集と個人情報との兼ね合いについて、どのように考えておられるか。

(委員)

どこの市町も情報はいただけない。障害者の団体の中には、個人情報保護条例を悪法と言っている方もいる。障害者の団体も高齢者・身体障害者のことはわかるが、それ以外の障

被害者の情報が何一つ入らないと言われる。

(会長)

情報が入らないということは支援が届きにくいということに繋がる。

(委員)

コロナ禍で親の収入が減り、放課後児童クラブにお金が払えなくなり、子どもがそこに入れず、地域で問題にする人、心配する人も増えている。

(委員)

保育所や学校等で様々な意味での支援が必要な方のことをよく聞く。保育園にしても学童保育にしても、保護者の方が働く場を持たれると定員オーバーとなり、当町においても受け皿をどうするのが大きな課題としてある状態。

広く滋賀県で新条例をつくっていくということなので、こちらも勉強していきたい。

(委員)

ヤングケアラーや虐待の話は、毎日現場にいるため、身に詰まる思いもある。若くして出産して、しかも母子家庭になられるということもあり、そのことにあまり危機感を持っておられない。若いので何とかなるのではと安易に考えておられて、子育てについても育つだろうという感じである。現場で見ていると、本当にフォローをしないとと感じる。

コロナ禍で人との関わりも少なくなり、保護者同士も若いので、年配の保護者の方と話す機会もあまりなく、子育てについての不安もあるようである。保護者同士でも会話ができるようになる関係性が変わってくるのかなと思うが、そういうこともなく孤立していく。そこを私たちがどのように繋いでいくかということも毎日思い巡らせている。

条例検討として、滋賀らしく、子どもたちにも意見の表明をということであるが、18歳未満までにするのか、どのように意見の傾聴をするのか、滋賀らしくとはどう表すのか等、教えていただきたい。

(会長)

滋賀らしさは、現在ここにあるものだけでなく、私たちが新しいものをつくるところで滋賀らしさが生まれてくる。滋賀らしさをつくるための意見を出してもらうことで、他のところの条例にないものができる。それが滋賀らしさにつながるのではと思う。

(委員)

子育て環境の変化は近年感じているところがあり、課題も変わってきている。核家族や転入の方が増えており、知らない土地で初めての子育てをする方が増えている。35歳以上で

の初産の方が増えており、体力面でのしんどさが大きいように思う。年齢間隔が空かない状態での第2子出産されることもある。

就業率の変化として、0歳児は在宅が8割であるが、1歳児になると5割になり、働く親が増えている。インターネットがかなり普及しており、お母さんたちがインターネットから情報を得ているが、それが正しい情報なのか誤った情報なのか分からないまま、マイナスな情報に引っ張られ、不安になっている方が増えていると感じている。

コロナ禍が重なったところもあり、人と繋がりを持ちにくかったり、自分の子育てがこれでいいのかという不安を持たれている方がここ1、2年で増えているように感じている。

私たちは意見が言える子どもたちよりは乳幼児に関わることの方が多いため、生涯の始まりはお腹の中にいるときからということもあるので、淡海子ども・若者プランの中にも書かれているが、妊娠から子育ての切れ目ない支援という部分で私たちは関わらせていただけないかと思っている。

特に乳幼児時期は、健全な子ども・若者を産み育てていくには、親子関係が安定しているということも大切であるため、そこも支えていきたい。

最後に、父親の育児参加について、育児休業取得率が目標値を大きく上回る値になっていると記載があったが、中身も大事である。ただのパパのお休みとならないように、旦那さんがどのように育児に参加していくか、旦那さんも育児の知識を持って育児休業を取ってもらうということも大切であるので、父親への育児支援についても今後充実させていかなければ、育児休業取得率だけ上がって中身がついていかなければ、お母さんたちに逆にストレスがかかることもあるのではと感じている。

#### (委員)

普段関わっているのは学生であり、学生も若者ということになるが、自信のない学生が増えてきたなという実感がある。自分のことを表に出さないという人が増えてきた中で、条例づくりにおいて高校生の参加というところがあるが、その参加する人が様々な場で集約された意見を出し、それを吸い上げる仕組みをつくることで、条例制定を通じて自分たちの意見が反映されるんだという自信に繋がれば、それが一つの滋養らしさに繋がっていくのではと思う。

計画というと数字が中心になってくるが、数字だけでなく、子どもたちのために頑張っている支援者の方々がきちっと評価されるような、質の部分も見ていけるような仕組みがないものかなと思う。

子どもの支援者も当事者として自分たちの思いを言っていけるようにしてほしい。外国籍の方や障害を持った子どもの支援者など、様々な方に出会っていると仕事を楽しんでいる支援者、ヘトヘトになっている支援者とがあり、支援者が幸せでないと関わる子どもも幸せになれないと思うので、親も子どもも支援者も幸せになれるような、そういう条例となしてほしいと思う。

(委員)

まず若者について、話をさせていただきたい。コロナ禍で20代の若者と接している中で、できる・できないで物事を判断する若者が増えてきたと感じている。効率的な考えは持ってくれているが、やってみたいなどの理想や将来の展望を話すことは減っている。失敗を怖がる姿もよく見るため、現代の特徴かなと思う。

また、青少年団体は子どもと関わる機会が多く、その中で感じるのは地域の中に斜めの繋がりが大事だということである。縦の繋がりでなく、地域のお兄さんお姉さんなどと繋がる大事さを感じている。イベントをすると子どもが来てくれるが、その繋がりが次に何かに発展しているのかと言われるとなかなか発展できていない。イベントをすることもすごく大事だと思うが、できればそういうことが地域に根付いていく、少しでも自分たちの家族とか友達以外の顔が見える場が増えていくと、子どもたちにとってもこの町に住んでいて楽しいなとか、そういう感覚を持ってもらえるのではないかなと思うので、何か具体的にできれば、より良くなっていくのではと考えている。

(委員)

淡海子ども・若者プランの取組一覧の中で、保育園やこども園の状況は挙がっているが、幼稚園の現状は皆さん把握されているのかなと疑問に感じる。保育園の無償化が始まり、その状況で今何が起きているかという、働いているお父さんお母さんたちがこども園や保育園に預けるため、幼稚園離れが起きている。幼稚園に通う子どもの人数が減っている。小学校で一緒にはなるが、幼稚園に通う子どもの人数が減っているため、幼稚園で地域密着している園もたくさんあるが、その中で例えば4歳児、5歳児が同じクラスにならないといけない状況が起きている。

例えば、自分の子どもが通っている園では、昨年卒園したのは2名であった。小学校で1年生のクラス編成をしたときには60名以上いるが、その地域に2名しかお子さんがいない。皆さんにお聞きすると、やはり保育園の方が無償化なのでそちらを利用するとのことであった。今年度から預かり保育も始まったが、預かり保育の時間は16時半まで。何を意味するかというと、お母さんお父さんが働く時間は基本的に9時から17時であり、30分間マイナスになる。預かり保育をされても幼稚園に預ける率が低くなるということは理解いただけるが、その30分を例えばその取組の中でカバーできるのかということも踏まえて考えていただきたい。

また、ひとり親にスポットがたくさん当たっており、取組一覧の中でもひとり親というワードはたくさん出てきているが、この少子化の中で例えば3人、4人、5人、6人、7人の兄弟がいるときに、このコロナ禍で国も含めて何かフォローがあったかという、それはYesではない。

ひとり親世帯には補助や協力いただけるところがたくさんあったと思うが、子どもが多い家庭で休校した場合に何が起ころるかという、昼ご飯代や電気代など、様々な生活をする中でお金がかかるが、そこにはスポットが当たらない。少子化を打開しましょうと言うものの、3人以上、4人以上子どもがいるときに本当に協力的かということそうではないように思う。

滋賀らしきという部分には、たくさん子どもがいる家庭への協力や支援も含めていただきたいと思う。

また、虐待について、県として子どもたちが意見を言えるところをつくっているという説明があったが、子どもたちからすると虐待されても親は親である。どんなにひどいことをされたとしてもお母さん大好き、お父さんが大好きという子どもは多い。であれば、その中で家族として、どう向き合っていくかという支援も考えなければ、意見を言ったから子どもたちを救ったではないということも併せて考えていただきたい。

私自身PTAと青少年育成会にも関わっている状況で、青少年育成会のなり手も少ない状況であり、PTA離れももちろんある。その中で、子ども会の脱退や縮小ということもたくさん聞かれる中で、やはり役員が嫌だとか、責任が伴うからという意見も聞くところではあるが、子ども会の中でも例えば滋賀県でも市町でも役員組織があり、地元でも役員組織があるので、その方が例えば子ども会の会長をされた場合に、地区の市の役員にも県の役員にも該当するので、そういう状況があるからこそ、問題があればやめましょうという考えもある。PTAも同じである。役員選出がある中で、役員をするほどの時間がない。共働きの世の中なので働くことや子育てが一番であり、そこにプラスα、学校のことをしようと思うと、心の余裕もなくなる。

先ほども意見があったが、学童保育を利用して何か問題が起こるとか、例えば公園で遊んでいて、事件に巻き込まれるという状況が全国的にあるので、保護者としても安心ができない。僕らの子どもの頃は公園で遊んで当たり前、地域の人に育てていただいていたが、今は家の前で子どもたちが遊んでいる状況でも心配という状況である。それらも踏まえて、地域密着、PTA離れを何とかフォローしていただきたい。

最後に、18歳未満の意見の反映とあり、高校生と説明をされたが、小学校中学校のお子さんの声も聞いていただきたいと思う。今は本当に保護者としてやりづらい現状であり、そのような状況を滋賀県として打破できるような協力ができればと考えている。

(委員)

前の子ども条例の1つの反省点という点と変であるが、それを継続的にフォローする仕組みを組み込んでいないことである。

県の政策研修センターの職員研修で子どもの権利について毎年話をしているが、その際に子ども条例を知っているかということを知ると、子ども・青少年局関係の職員の方ではないため、知らないようである。本当はその方々にも知っておいてもらいたいが、配布するためのリーフレットも枯渇しているはずなので、継続的に機能する条例としてどうしていくかという点は考える必要があるのではないかと考えている。

一方、子どもの権利について、子どもの権利条約というものがあり、児童福祉法や私が策定に関わっている生徒指導提要の中にも、子どもの権利条約の趣旨を随所に入れていただいている。1994年に子どもの権利条約を日本が批准してからかなり経過して、やっと日の目

を見るようになってきたという状況。ただ、条約は、法制度上は憲法に比類する非常に強い法的権限を持っている。そのことから、条約やそれに基づく法令があって、そのもとで滋賀県らしさも含む滋賀県の条例をつくる時に、子どもの権利という問題を権利付与的な意味できっちり建て付けるときには、やはり子どもの権利条約が作用するのかもしれないのかという部分は結構大きなところであり、条約は条約として使いつつ、もう少し広い意味で子ども・若者を対象にしましょうというのであれば、そういう建て付けでよいと思う。そうでなくて、子どもの権利を、もう1回滋賀版に焼き直してしっかり子どもたちに伝えましょうということであれば、やはり条約のこと等も一定意識しつつ、少なくともそれと齟齬がないようにつくっていく必要があると思っています。

そのあたりは、むしろ当局並びに皆さんの意見を受けて、私はどっちがよいというよりも、いくつかの機能があると思っていますので今のような言い方をさせてもらっているが、そもそもこの条約に基づく形で条例をつくるのかということ、そこにおける目的は子どもたちに使ってねとか、あなたはこれが保障されているよという形で子どもたちに渡そうとするのか、それとも県民全体がよっしゃ、これでいこう！という合意を取るのか、それとも予算とかシステムも含めて行政がそういう根拠があることによって動きやすくするのか、いくつかの機能があると思うので、そのあたりはどのように建て付け立ていくのがよいのか。

いずれにしても、私も大学にいて、若者たちが自信がなく、人から言われることにいつも怯えているという傾向は日常感じているし、その中で子どもの権利条約の生きる・育つ・守られる・参加するという4原則をいつも子どもの権利の柱に立てているかと思う。例えば、意見表明も意見を聞きますよでは不十分で、意見を言える子どもたちをどうやって育てていくか、その仕組みが盛り込まれているのが子どもの権利条約の考え方なので、意見としてまとまってない時点から自由に自分に関することはものを言っていいたいよという、まさに育ちを支える、そういう理念を失わないように滋賀らしくできたらいいなと思っています。

(委員)

私の会社にも50人ぐらい社員がおり、若い30代40代で仕事はとても頑張るけれども、結婚しない方がいる。我々のときは、仕事をしながら生活しながら異性も愛して家族を築きたい、子どもを育てたいという雰囲気だった。最近は社員全員ではないが、仕事はとても頑張るけれども、そこは考えないという子たちが出てきている。そこを何とかしなければと。今日、パンフレットの配付があった「しが結」というものも今やっていただいているし、滋賀経済産業協会も婚活パーティーを協会として開催しているが、なかなか集まらないし、それにすら行かないという状況。今子どもをつくっても、それが負担になるということの方が大きく前に出すぎている。全ての人を網羅しなければならないので、そういう情報も必要であるけれども、それが全てということの方が強すぎるなという気はするので、そこをどうしたらいいのか、そうではないというところをどうやってつくり上げていけるのかと思う。

委員が言われた、新条例は子どもが意見を言える権利があるんだからもっと言いなさいと

ということなのか、県民全員がそういう状況をどうやってつくっていくのかということについて、私は県民全員がみんなで子どもたちを育てていくんだという意味合いでないと、ヤングケアラーの子や児童虐待を受けている子たちにいくら権利があるからと言っても意見は出てこないし、そこそこの生活レベルという失礼な言い方であるが、その子どもたちがどんどん意見を言うと、ますますその間が開いてしまうのではという危険性があるなと思う。

私もPTA会長を20年ぐらい前に務めたが、長浜市立北中学校で夢プロジェクト委員会というPTAだけのOBで集まって、その地域の中学校や小学校、民生委員の方々にも来ていただいて、炊き出し活動をしていた。PTAはそういう連携事業はできないだろうなということのでPTA事業とは別にさせていただいた。またそのような取組がいろんなところでできてくればいいのではと思う。

また、中学校のどうしても勉強に行けない、塾も行けないっていう子たち何人かだけを試験前、入試前1ヶ月ほど勉強を見るというようなこともしていた。このような場を広げていき、県を挙げて取り組んでいけるような状況をつくれる条例になってほしいと思う。

(委員)

子ども・若者・社会的養護の話になると、障害児が置いてきぼりになっているように感じることもある。障害児ということになると、制度は障害福祉の分野になり、子どもの支援・子育ての分野になると、障害児の部分が抜けているように思う。児童福祉施設に入所している子どもたちは、障害児入所施設にいる子どもたちとよく似た環境状況にある。児童養護施設であったりとか、様々な福祉施設にいる子どもたちはよく似た状況で、いろんな課題、障害の特性、家庭の環境であったりとか、様々な要因が絡み合った状態でしんどさを抱えている子どもたちが多い。

連携という言葉が先ほどからよく出ているが、子ども・青少年局と障害福祉課の縦割りではなくて、横連携がされて、もっと風通しが良くなってほしいと感じる。また、学校と福祉についても先ほど学童保育の方の話が出ていたが、障害の分野でいくと、放課後等デイサービスや障害児の放課後の療育支援などがあるが、学校と支援する福祉が情報共有できるといいと思う。

言葉だけの連携ではなくて、心の通った連携で、子どもを中心に置いて子どものことを考えられるとよい。

(委員)

婦人会にも所属をしているが、今の時代に合う形でどのように関わっていくのか、若いお母さんたちにおばあちゃんの知恵を伝えていかないと感じている。

人間関係を構築するところのスタートはまさに親子関係からであると、乳幼児教育の重要性を先輩方から習ってきた。我が子の話になるが、遠くにいて親の力をすぐに借りられないので、遠くにいる身内より近くの他人というから、近くにある公民館のおばちゃんと親しくなっ

おきなさいとか、子どもが学校から帰ったらすぐ公民館へ走っていけるようになじませておきなさいと訓練をしている。また、子育てがどのくらい大変なのか分かっているのかを夫に聞いてから産むことを決意したということも言っていたが、何を計画して支援・連携しても、中身の質と実効性が伴っているということは大事だと思っている。支援という言葉は、私はあまり好きではなく、支援はされたい方とされたくない方がいるということ、支援をする側がどのくらい支援を求められているかということを見極める目が必要となる。

先ほど、他の委員が言われたように、幼稚園の入所者がうちの町でも減っている。保育園の無償化とともに、保育園に流れて幼稚園の運営が大変になっている。行政の方では文部科学省と厚生労働省と所管の違いがあるという説明は、保護者には意味がわからない説明であって、お母さんが働きたくても働けない壁はあるので、壁は低くしてたくさんの子どもを預かってもらいたいと思う。

#### (委員)

子どもの権利を条例にということ、それは最低限のことだと思うが、今日たくさん委員の先生方からご意見があったように、意見を表明できない、あるいはしていいんだと思わないような子どもたち、ヤングケアラー、障害をお持ちのお子さん、外国籍のお子さん、多様な形で意見表明ができない、あるいはしようと思わない方の意見をどう吸い上げていくかという部分は非常に大切だなと感じた。最初の事務局の説明の中にも意見を吸い上げる環境整備という言葉があったが、どうやって意見を吸い上げていくのかというアドボカシーの部分を、条例の中にはあまり具体的なことは書けないのかもしれないが、ぜひ取り組んでいただきたい。各委員の先生がおっしゃっていた吸い上げる組織とか、あるいはそれを継続してモニターする仕組みなど、非常に大切な部分だと思うので、ぜひぜひをお願いしたい。

また、スクールカウンセラーについても今日数値で出していただいて、ほとんど100%達成であるが、こういう政策はまず量的な数値目標から始まって質の問題と移っていくが、スクールカウンセラーもそろそろ質へと移らなければならない。

問題を抱えているお子さんに対するいわゆる3支援について、そういうお子さんへの支援から全ての子どもたち、まだ全然問題を感じていないような子どもたち、例えばそういうお子さんにストレスマネジメントであるとか、あるいはレジリエンスの力をつけるであるとか、今日他の委員も意見を言える教育をしないといけないということを言われましたが、次はその段階が来ると思う。まずは拾い上げる仕組みをしっかりとつくる。その次には言える仕組みをしっかりとつくる。何段階かで政策的には進んでいくのだろうと思う。

今日会長が現行の子ども条例を15年間このままにしておっしゃったが、また次も15年このままかもしれない。15年後には一体どういう問題が出てくるかなと到底予想がつかないので、それらの問題にも対処できるような書きぶり、ぜひ課題・問題をしっかりと聞くんだという組織づくりに使える言葉をしっかりと書き込んでおくといよいのではと思った。

(会長)

幼児教育は、ものすごく大事である。副知事が審議会に入っていたので、幼児教育は大船に乗ったつもりで、意見を述べさせていただく。

子どもたちの脳は冒険脳である。まだまだ活性化して変化していく。ファストシンキングとスローシンキングというものがあり、大人の場合はたくさん経験値があるので、いろんなことをその経験則から引き出して、これは危ないからやめておこう、これはいいことだから、得したからやろうとかいう判断をゆっくりするが、子どもの脳は瞬間に、一番近いところに、やりたいところに、興味あるところに行ってしまう。リスクも伴うし、危ないことをいっぱいする。

以前、CAPの研修会に出たときに、こんな話があった。自分の家の前に川が流れていたら、あなたは子どものために何をしますかと問うと、あるお母さんは危ないから行ってはいけないよと言うとか、立て札を立てるとか、行政は柵を巡らしますとか言うけれども、それでもその柵を破って入るのが子どもである。子どもがもし溺れそうになったときに、服のままどのくらい泳げるか、この力をつけることは必要ないだろうかということである。

辛い思い出であるが、DVのお母さんの聞き取りをしているときに、子どもが相手方に連れ去られる危険性を感じておられていて、どうしたらいいですかと聞かれたときに、非常に安易に学校から帰るときに防犯ブザーを持たしたらいいんじゃないですか、防犯ブザーがあれば大丈夫ですよと答えたことがある。防犯ブザーというのは取り出すのに時間がかかるし、小さい子どもが車に押し込まれたら防犯ブザーなんか鳴らしても確実な効果がない場合もある。CAPの方は、実は子どもの声が一番みんなを呼びつけるサインになるし、どのくらい大きな声で助けてくれと言えるかっていうことを鍛える方がいいんだという話をされた。つまり、子どもが持っている力、これを鍛えて力にするということである。子どもの持っている力のエンパワメントを図っていただいて、子どもは無力なだけの存在ではない、たくましい子どもを育てていただきたい。

滋賀県の子どもはどちらかというと控えめである。もっとわんぱくでよく、そういうわんぱく性のある冒険脳を持つのは悪いことではない。新しいことに果敢に挑戦して社会を切り開いていく力も持っている。そういったものを活用できるような滋賀県らしさを出していただきたい。

### (3) その他

事務局から次回の審議会開催予定について連絡。

- 健康医療福祉部子ども・若者施策推進担当理事あいさつ
- 閉会